

入札公告

平成23年11月16日

独立行政法人労働安全衛生総合研究所
理事長 前田 豊

1 競争入札に付する事項

件名及び数量

平成23年度及び平成24年度消費税申告等支援業務

2 競争参加資格に関する事項

- (1) 契約を締結する能力を有しないと認められる者又は破産者で復権を得ていない者でないこと。ただし、未成年者、被保佐人又は被補助者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者はこの限りではない。
- (2) 以下の一に該当すると認められる場合は、その事実があった後2年間を経過している者であること。なお、これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても同様とする。
 - ① 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者。
 - ② 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正な利益を得るために連合した者。
 - ③ 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者。
 - ④ 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者。
 - ⑤ 正当な理由が無くて契約を履行しなかった者。
 - ⑥ ①～⑤の一に該当する事実があった後2年間を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他使用人として使用した者。
- (3) 平成22・23・24年度の厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）において、厚生労働省大臣官房会計課長より「役務の提供等」においてA、B又はC等級に格付けされている者。
- (4) 官庁から指名停止を受けている期間に該当しない者。

3 入札説明会の日時、場所

日時：平成23年11月24日（木） 10時00分

場所：住所 東京都清瀬市梅園1-4-6
独立行政法人労働安全衛生総合研究所
本部棟1階 第二会議室

入札説明会に参加する場合は、当研究所総務課経理第一係へ平成23年11月22日（火）17時までに連絡をすること。

TEL：042-491-4512 FAX：042-491-7846

4 入札及び開札の日時及び場所

日時：平成23年12月9日（金） 10時00分

場所：住所 東京都清瀬市梅園1-4-6
独立行政法人労働安全衛生総合研究所
本部棟1階 第二会議室

5 仕様書に対する質問

仕様書に対する質問がある場合は、次に従い提出することができる。

(1) 受付期間及び方法

平成23年11月30日（水） 17時00分まで

FAX（A4、様式自由）にて受け付ける。

(2) 受付先

住所：東京都清瀬市梅園1-4-6

独立行政法人労働安全衛生総合研究所総務部総務課 経理第一係

電話：042-491-4512 FAX：042-491-7846

(3) 回答

平成23年12月2日（金）までに回答する。

6 その他

(1) 入札保証金に関する事項

入札保証金の納付を免除する。

(2) 入札の無効

上記2に示した競争参加資格を有しない者のした入札は、これを無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要。

(4) 契約に係る情報の公表に関する事項

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところです。

これに基づき、別紙のとおり、当研究所との関係に係る情報を当研究所のホームページで公表することとしますので、所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくよう御理解と御協力をお願いいたします。

なお、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了承ください。

以 上

<独立行政法人の契約に係る情報の公表>

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところです。

これに基づき、以下のとおり、当研究所との関係に係る情報を当研究所のホームページで公表することとしますので、所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくよう御理解と御協力をお願いいたします。

なお、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了承ください。

(1) 公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

- ① 当研究所において役員を経験した者(役員経験者)が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者(課長相当職以上経験者)が役員、顧問等として再就職していること
- ② 当研究所との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること

※ 予定価格が一定の金額を超えない契約や光熱水費の支出に係る契約等は対象外

(2) 公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。

- ① 当研究所の役員経験者及び課長相当職以上経験者(当機構OB)の人数、職名及び当機構における最終職名
- ② 当研究所との間の取引高
- ③ 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨
3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上
- ④ 一者応札又は一者応募である場合はその旨

(3) 当方に提供していただく情報

- ① 契約締結日時点で在職している当研究所OBに係る情報(人数、現在の職名及び当機構における最終職名等)
- ② 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

(4) 公表日

契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内(4月に締結した契約については原則として93日以内)

(5) その他

応札若しくは応募又は契約の締結を行ったにもかかわらず情報提供等の協力をしていただけない相手方については、その名称等を公表させていただくことがあり得ますので、ご了承ください。

入札説明書

1. 競争に付するもの

平成23年度及び平成24年度消費税申告等支援業務

2. 仕様等

仕様書のとおり。

3. 契約期間

契約締結日から平成25年6月30日まで

4. 支払条件

下記の履行完了の確認をもって、それぞれで支払うものとする。

(1) 消費税に関するコンサルティング業務

- ①契約締結日から平成24年3月
- ②平成24年7月から平成25年3月

(2) 消費税計算・確定申告支援業務

- ①平成24年4月から6月（平成23年度決算期）
- ②平成25年4月から6月（平成24年度決算期）

5. 入札及び開札の日時及び場所

日時 平成23年12月9日（金） 10時00分

場所 独立行政法人労働安全衛生総合研究所 清瀬地区
本部棟1階第二会議室

6. 競争参加資格

- (1) 契約を締結する能力を有しないと認められる者及び破産者で復権を得ていない者でないこと。ただし、未成年者、被保佐人又は被補助者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者はこの限りでない。
- (2) 以下の一に該当すると認められる場合は、その事実があった後2年間を経過している者であること。なお、これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても同様とする。
 - ①契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者。
 - ②公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正な利益を得るために連合した者。
 - ③落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者。
 - ④監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者。
 - ⑤正当な理由が無くして契約を履行しなかった者。
 - ⑥①～⑤の一に該当する事実があった後2年間を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他使用人として使用した者。
- (3) 平成22・23・24年度の厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）において、厚生労働省大臣官房会計課長より「役務の提供等」又でA,B又はC等級に格付けされている者。
- (4) 官庁から指名停止を受けている期間中に該当しない者。
- (5) 法人税、消費税及び地方消費税について、納付期限の過ぎた未納税額がないこと。
- (6) 税理士法（昭和26年法律第237号）第18条の登録を受けた者であること。
- (7) 業務を行う税理士のうち、税理士法第45条（脱税相談等をした場合の懲戒）による懲戒処

- 分を受けた者がいないこと。
- (8) 独立行政法人に係る運営費交付金、補助金、負担金その他これらに類するものを含む消費税の申告額の算定、申告書作成業務の実績を有していること。
 - (9) 消費税業務において独立行政法人に係る運営費交付金、補助金、負担金その他これらに類するものの用途特定に関する資料の検証及び証明書発行の実績を有していること。
 - (10) 独立行政法人における消費税を熟知した（独立行政法人の消費税計算に3年以上携わってきた実績を有すること。）税理士等を3名以上配置し、研究所からの緊急の依頼・相談に対する対応等が可能な者であること。
なお、業務遂行の中心となる者は、独立行政法人の消費税計算に3年以上携わってきた実績を有する税理士であること。
また、税理士等とは、税理士以外の場合は、独立行政法人の消費税に関する実務経験を3年以上有し、独立行政法人の消費税について税理士と同程度の専門知識を有する者を指す。
 - (11) 当研究所の会計監査人として選任されている者でないこと。

7. 入札心得

- (1) 入札価格は、仕様書に基づいて算出した二年度の合算の価格により入札を行う。
- (2) 候補者の決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の5%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 入札書の形式は別紙1とする。
- (4) 入札書の宛名は、「独立行政法人労働安全衛生総合研究所理事長」宛とすること。
- (5) 入札書には、社名及び代表者名の記入、社印及び代表者印を押印すること。
- (6) 入札書提出の際には、二年度分の「①消費税に関するコンサルティング業務」、「②消費税計算・確定申告支援業務」に係る内訳金額を記載した入札内訳書を添付すること。
- (7) 代表者以外の者が入札する場合は、委任状を持参すること。
- (8) 入札書における金額訂正は行わないこと。
- (9) 入札の最低価格が予定価格を超えている場合はその場で再度入札を行うので、そのための入札書を用意すること。
- (10) 候補とすべき同額の入札をした者が2人以上いるときは、直ちに当該入札参加者にくじを引かせ、候補者を決定する。

8. 入札者に求められる義務

この入札に参加を希望する者は、6(3)の競争参加資格を有することを証明する書類、6(8)及び(9)を示す業務実績書（別紙様式）、6(10)を示す業務体制に関する書類（予定）（様式任意）を平成23年12月6日（火）までに提出しなければならない。

9. その他

入札説明書についての不明点、入札書類等に関することは独立行政法人労働安全衛生総合研究所総務部総務課経理第一係に問い合わせ下さい。

電話042-491-4512 樫木（かぶらぎ）、水落

入札書

平成23年度及び平成24年度消費税申告等支援業務

入札額	円
-----	---

※税抜き

内訳

(1) 消費税に関するコンサルティング業務

① 契約締結日から平成24年3月 円② 平成24年7月から平成25年3月 円

(2) 消費税計算・確定申告支援業務

① 平成24年4月から6月 円② 平成25年4月から6月 円

独立行政法人労働安全衛生総合研究所 理事長 殿

平成23年 月 日

住所

会社名

印

代表者名

印

代理人氏名

印

業務実績書（様式）

法人名 _____

契約件名	
発注者名	
契約金額	
履行期間	
6.（8）の実績の有無	
6.（9）の実績の有無	
業務内容	
備考	

※ 契約実績を示す資料（「契約に係る情報の公開」などのホームページ該当部分等）を添付すること。

平成 23 年度及び平成 24 年度消費税申告等支援業務 仕様書

1. 目的

高度な専門知識を必要とする独立行政法人の消費税申告およびその準備業務につき、外部専門家の知識を得ることで、手続きを一層適正化し業務効率化を図る。

2. 業務委託内容

- ① 消費税に関するコンサルティング業務（契約締結日・平成 23 年 12 月予定～平成 24 年 3 月、平成 24 年 7 月～平成 25 年 3 月）
 - ・消費税の課税・非課税等の判断に関する確認作業
 - ・消費税法に基づく申告や帳簿整理等に関する支援
 - ・消費税計算における、運営費交付金等の特定収入の算出方法等に関する支援（使途特定の検証及び大臣証明取得に関する助言を含む。）
 - ・その他適正な消費税申告に向けた支援

- ② 上記①のコンサルティングに基づく、独立行政法人および独立行政法人労働安全衛生総合研究所（以下、「当法人」という）の特殊性を十分に把握した上での、平成 23 年度及び平成 24 年度決算における消費税計算・確定申告支援業務（平成 24 年 4 月～6 月、平成 25 年 4 月～6 月）
 - ・消費税確定申告書作成業務
 - 当法人における特定収入の取り扱いに関する助言・試算業務
 - 消費税申告書記入に向けた各種計算業務
 - （試算業務とは、確定申告書に掲載する金額を算出する作業。）
 - 申告書記入・作成業務

3. 業務の方法・手順

2①については、当法人からの求めに応じ、電話・メール・来訪・資料提供などの手段により支援を行う。支援した内容を取りまとめ、「業務完了報告書」を翌月 10 日までに毎月提出する。ただし、平成 24 年 3 月分については平成 24 年 3 月 30 日までに、また、平成 25 年 3 月分については平成 25 年 3 月 29 日までにそれぞれ提出すること。

2②については、当法人の独立行政法人会計システムからダウンロードした平成 23 年度伝票データ及び平成 24 年度伝票データの集計結果に基づき、確定申告書等の各種書類を作成し、6 月末の期限までに申告・納付手続きを完了するよう、各種支援を行う（参考 伝票データ件数：平成 21 年度約 1 万 7 千件、平成 22 年度約 1 万 6 千件）。

なお、消費税の計算結果については、平成 24 年 5 月末（予定）及び平成 25 年 5 月末（予定）までに提出すること（別途協議）。

4. 業務委託期間：契約締結日（平成 23 年 12 月予定）～平成 25 年 6 月 30 日

5. 留意事項

契約にあたっては、業務委託契約書のほか、秘密保持契約書を締結することとする。

別添：業務完了報告書（サンプル）

以上

【サンプル】

平成 24 年 月 日

独立行政法人労働安全衛生総合研究所 御中

-----税理士事務所

業務完了報告書

以下のとおり、平成〇年 月の業務が完了しましたので、報告いたします。

記

業務名：平成〇年度消費税申告等支援業務（平成〇年 月分）

以下のとおり、貴法人からのお問い合わせに対応いたしました。

月 00 日 00 : 00 ~ 00 : 00

〇〇に関する消費税の取扱いについて

月 00 日 00 : 00 ~ 00 : 00

特定収入の用途特定の手続きについて

月 00 日 00 : 00 ~ 00 : 00

〇〇の支出に関する課税・非課税判断について

月 00 日 00 : 00 ~ 00 : 00

〇〇に関する関連資料の提供

以上